

私立学校安全対策促進事業費補助金交付要綱

平成15年3月31日
14生文私振第1175号
生活文化局長決定

第1 通則

私立学校安全対策促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助の目的

この補助金は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条の規定により、東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人、法124条の規定による専修学校及び法134条の規定による各種学校（以下「専修学校等」という。）を設置する者並びに法附則第6条の規定による私立の幼稚園（以下「個人立等幼稚園」という。）を設置する者（以下「学校法人等」という。）が防災対策事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等、専修学校等及び個人立等幼稚園の安全対策の促進を図ることを目的とする。

第3 補助の対象事業等

1 補助事業の内容、補助対象者、補助対象経費、補助対象限度額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

2 知事は、学校法人等に対し、当該学校法人等の設置する高等学校等、専修学校等及び個人立等幼稚園が、第2に掲げる補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人等は、事業計画書（別記第1号様式）、交付申請書（別記第2号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

なお、その他必要とする書類については別途定めることとする。

第5 補助金の交付の決定及び通知

1 第4による交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人等に対し、その結果を通知するものとする。

2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 1ただし書きに規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第6 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の事項の one に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じなければならないこと。
- (6) 知事は、(5) による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (7) 補助事業者が (6) の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (8) 補助事業者は、第4又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (9) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができること。

第7 申請の撤回

補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第8 実績報告

補助事業者は、補助事業の終了後、実績報告書（別記第3号様式）その他必要とする書類を知事に提出しなければならない。

なお、その他必要とする書類については別途定めることとする。

第9 補助金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第10 是正のための措置

知事は、第9の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第11 決定の取消し

1 知事は、補助事業者が、次の事項の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
- (5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは又は指示に違反した場合
- (6) 第4又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- (7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (8) 第6(8)に規定する報告を受けた場合
- (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第9の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第12 補助金の返還

1 知事が、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第9の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第13 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第11 1(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第14 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第15 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた年数を経過した財産は除く。

第16 補助金の経理

1 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、1の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、1の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第17 補助対象者の取扱い

第2に定める個人立等幼稚園には、私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成13年10月12日付13生文私振第494号生活文化局長決定）の規定による幼稚園を含むものとする。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（15生文私振第961号）

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（17生文私振第330号）

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（18生文私振第484号）

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（19生文私振第273号）

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（20生文私振第518号）

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（21生文私振第52号）

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（22生私振第123号）

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（23生私振第350号）

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（24生私振第357号）

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（25生私振第266号）

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（26生私振第364号）

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則（27 生私振第 48 号）

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（29 生私振第 53 号）

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（31 生私振第 1293 号）

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（4 生私振第 433 号）

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

別 表

	事業内容	補助対象者	補助対象経費 (注1)	補助対象限度額(注2)	補助率(額)(注3)
防災 対策 事業	1 校舎・園舎等の耐震補強工事及び付帯工事	学校法人等 (注4)	工事費、実施設計費(ただし、実施設計費は工事費の5%を上限とする。)	1 学校・園当たり3億円以下とする。ただし、同一年度に複数の棟を対象とする場合は、1 学校・園当たり6億円以下とする。	補助対象経費の2/3以内(ただし、木造はIw値が0.7未満、木造以外はIs値が0.3未満若しくはq値が0.5未満(CtuSd値の場合0.15未満)の場合、補助対象経費の4/5以内) 国庫補助事業(私立高等学校等施設高機能化整備費又は私立幼稚園施設整備費)の補助対象となった事業については、都の補助金額から都の補助対象経費に対応する国庫補助金相当額を除いた額を補助する。
	2 校舎・園舎等の耐震診断	学校法人等 (注4)	耐震診断費(目視等による簡易な耐震診断費を除く。)	なし	補助対象経費の4/5以内(注5)
	3 校舎・園舎等の耐震改築工事及び付帯工事	学校法人等 (注4)	補助対象面積に補助単価を乗じて得た額	1 学校・園当たり3億円以下とする。ただし、同一年度に複数の棟を対象とする場合は、1 学校・園当たり6億円以下とする。	補助対象経費の2/3以内(ただし、木造はIw値が0.7未満、木造以外はIs値が0.3未満若しくはq値が0.5未満(CtuSd値の場合0.15未満)の場合、補助対象経費の4/5以内) 国庫補助事業(私立高等学校等施設高機能化整備費又は私立幼稚園施設整備費)の補助対象となった事業については、都の補助金額から都の補助対象面積に対応する国庫補助金相当額を除いた額を補助する。
	4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	学校法人等	工事費(必要と認められる付帯工事費を含む。)、調査分析費及び実施設計費	1 学校・園当たり2億円以下とする。	補助対象経費の1/2以内 国庫補助事業(私立高等学校等施設高機能化整備費又は私立幼稚園施設整備費)の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3以内とする。

上表の細目については別途定める

注1：国や地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。ただし、国庫補助事業(私立高等学校等施設高機能化整備費又は私立幼稚園施設整備費)に要する経費についてはこの限りではない。

注2：複数のわたる当事業内容を行う場合の補助対象限度額は、事業1件ごとではなく、各事業の補助対象経費の合計額により算定することとし、別に定める額を上限とする。

注3：算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

注4：専修学校等を除く。

注5：耐震補強工事と耐震診断を同一年度に行う国庫補助事業(私立高等学校等施設高機能化整備費又は私立幼稚園施設整備費)については、都の補助金額から都の補助対象経費に対応する国庫補助金相当額を除いた額を補助する。